

リフォーム融資（高齢者向け返済特例）「保証ありコース」に関する確認書

○リフォーム融資（高齢者向け返済特例）「保証ありコース」の借入申込み時に、申込人の配偶者等（配偶者、内縁関係にある方、婚約関係にある方および同性パートナーをいいます。）の方にはこの確認書をご提出いただきます。

※ 配偶者等の方が連帯債務者としてお申し込みされた場合は、ご提出の必要はありません。

○「ご確認いただく事項」をお読みいただき、配偶者等の方のご署名をお願いいたします。

ご確認いただく事項

- 1 毎月のお支払は、利息のみとなります。
- 2 元金は、借入申込人（連帯債務の場合は、連帯債務者も含まれます。以下同じです。）全員が亡くなったときに、借入申込人の相続人から一括してご返済いただくか、当住宅金融支援機構のために抵当権を設定した融資住宅及び敷地を売却してご返済いただきます。
なお、融資住宅及び敷地を売却してご返済いただく場合で、売却代金によるご返済後に債務が残ったときは、借入申込人の相続人が当該残債務をお支払いいただく必要があります。
- 3 借入申込人の相続人は、借入申込人全員が亡くなったときに、融資住宅及び敷地についての今後の方針と返済方法（借入申込人の相続人から一括してご返済いただくか、当住宅金融支援機構のために抵当権を設定した融資住宅及び敷地を売却してご返済）を選択し、原則として6か月以内に当住宅金融支援機構受託金融機関に届け出ていただく必要があります。
- 4 借入申込み時に満 60 歳未満である配偶者等の方は、満 60 歳となった日以後、連帯債務者として借入申込人の債務にご加入できる場合がありますが、ご加入に当たっては、取扱金融機関にお申出の上、所定の手続きを行っていただく必要があります。
なお、債務へのご加入には、必要な審査があります。
※ 債務へのご加入に当たっては、保証機関に対する手数料が発生します。当該手数料は、お客さまの負担となります。

私は上記の事項を確認しました。

確認日	年 月 日
氏名 (自署)	
連絡先	☎ () - () - ()

【機構記入欄】

機構確認年月日 (年 月 日) 確認者 _____